

# 第27回 新潟県女子アマチュアゴルフ選手権

## 兼 第12回新潟県女子ミッドアマチュアゴルフ選手権

開催日：令和6年6月19日(水)

開催コース：紫雲ゴルフ倶楽部 飯豊コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰(2罰打)**」となる。

### ローカルルール

#### 1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

#### 2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

##### (a) 修理地

(1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。

(2) グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

##### (b) 動かさない障害物

(1) 排水溝

(2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。

(3) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(4) 動かさない障害物と白線につながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

(5) 道路に隣接するわだちはその道路の一部とみなす。

#### 3. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレール(白線につながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

#### 4. 保護フェンス

保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 16.1 により処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

#### 5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。

(b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

#### 6. クラブと球の規格

(a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

#### 7. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 を適用する。

#### 8. プレーの中断と再開(規則 5.7)

##### (a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

##### (b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

##### (c) プレーの中断と再開の合図

- 即時中断 : 1 回の長いサイレンとカートナビを通じて通報する。
- 通常の中断 : 3 回の短いサイレンとカートナビを通じて通報する。
- プレーの再開 : 2 回の短いサイレンとカートナビを通じて通報する。  
と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

### 9. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。  
終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

### 10. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。  
このローカルルールの違反に対する罰: 違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

### 競技の条件

#### 1. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

#### 2. 競技終了時点

委員会の作成した成績表が競技委員長より発表された時点をもって終了したものとみなす。

### 注意事項

1. 球がグリーン上にある場合、グリーンリーディング資料(ヤーデージブック等)の制限に違反した資料をプレーの線を読む支援として使用すると規則 4.3 の違反となる。
2. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
3. コース内に於ける携帯電話の使用は原則禁止とする。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(30 球)を限度とする。
5. アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1 人 3 個まで)。

競技委員長 鈴木 勝也

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	353	154	370	181	427	312	368	321	464	2950
Par	4	3	4	3	5	4	4	4	5	36

  

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
Yards	517	381	125	549	376	329	343	154	388	3162	6112
Par	5	4	3	5	4	4	4	3	4	36	72